

都における各種計画（福祉人材対策関連）

地域福祉支援計画

○社会福祉法第108条第1項に基づく福祉分野の総合的な計画

○計画期間：平成30年度から平成32年度までの3年間

計画の理念

- 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

施策の方向性

1 地域の支え合いを育む

- ・複合的課題や制度の狭間の課題にも対応した相談支援体制を整備する区市町村を支援
- ・高齢者・障害者・子供など、誰もが集える多世代交流拠点を整備する区市町村の取組を支援
- ・地域の住民ボランティアを育成し、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援

2 安心した暮らしを支える

- ・低所得高齢者等に対し、住まい確保と生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援
- ・生活困窮者の相談支援従事者の研修や、子供の居場所づくり等の区市町村の取組を支援
- ・成年後見制度推進のため、関係機関との連携強化や、後見人養成等の区市町村の取組を支援

3 地域福祉を支える

- ・福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を通し、福祉職場に関心のある方に情報を発信
- ・民生・児童委員に対し、傾聴等の相談技量の習得、活動意欲の向上を目的とした研修を実施
- ・利用者が福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス事業者の第三者評価の受審を促進

東京における「地域共生社会」の実現

おわりに

「東京の未来に向けて」

三つの理念の具現化

- 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

第4章

第3章

地域生活課題の解決

テーマ①「地域の支え合いを育む」

- ▶ 包括的な相談・支援体制の構築
- ▶ 身近な地域の居場所づくり
- ▶ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ▶ 地域の多様な活動の推進
- ▶ 対象を限定しない福祉サービスの提供

テーマ②「安心した暮らしを支える」

- ▶ 住宅確保要配慮者への支援
- ▶ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ▶ 多様な地域生活課題への対応
- ▶ 権利擁護の推進
- ▶ 災害時要配慮者対策の推進

テーマ③「地域福祉を支える」

- ▶ 民生委員・児童委員の活動への支援
- ▶ 福祉サービスの質の向上
- ▶ 福祉人材の確保・育成・定着

計画的な地域福祉の推進

高齢者保健福祉計画

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 計画期間：平成30年度から平成32年度までの3年間（第7期計画） 中長期的には、「団塊の世代」が後期高齢となる平成37年（2025年）を見据える

計画の理念

地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

高齢者が、経験や能力を活かして居場所と役割を持ち、地域で支え、支えられながら、自らが望む住まい方、暮らし方、生き方を様々な選択肢の中から主体的に選び、安心して共に暮らし続けることができる東京のまちづくりを推進

東京都における平成37年の高齢者の状況や介護保険制度の改正を踏まえ、東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す

重点分野

- 1 介護保険制度の円滑・適正な運営と区市町村への支援 ～高齢者の自立と尊厳を支えるために～
- 2 介護サービス基盤の整備 ～住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるために～
- 3 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進 ～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～
- 4 介護人材対策の推進 ～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～
- 5 在宅療養の推進 ～医療と介護の連携による24時間の安心を目指して～
- 6 認知症対策の総合的な推進 ～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～
- 7 介護予防の推進と支え合う地域づくり ～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

介護サービス基盤の整備

特別養護老人ホームの整備目標

【現状】 平成30年3月1日時点 46,623人分	⇒	【目標】 平成37年度末 6万2千人分
---------------------------------	---	---------------------------

介護老人保健施設の整備目標

【現状】 平成30年3月1日時点 21,397人分	⇒	【目標】 平成37年度末 3万人分
---------------------------------	---	-------------------------

認知症高齢者グループホームの整備目標

【現状】 平成30年3月末時点 10,616人分	⇒	【目標】 平成37年度末 2万人分
--------------------------------	---	-------------------------

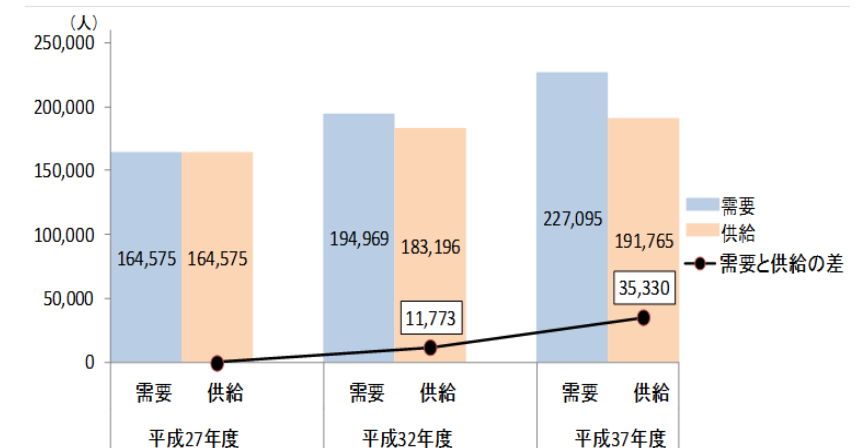
介護人材の需給推計

○都における介護職員数は、平成37年度には、上位推計で約4万7千人、中位推計で約3万5千人、下位推計で約1万9千人が不足

○需給ギャップを埋めるため、東京都は、中長期的な視点で介護人材の確保・定着・育成対策を総合的に推進することが必要

○東京都は、広域的な立場から、区市町村が取り組む人材の確保及び資質の向上について積極的に支援

〈介護職員の需要・供給推計結果の比較〉
(中位推計)



障害者・障害児施策推進計画

- 障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画、障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画、児童福祉法第33条の22第1項に基づく都道府県障害児福祉計画を一体的に策定
- 計画期間：平成30年度から平成32年度までの3年間

計画の理念

- 1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- 2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 3 障害者がいきいきと働ける社会の実現

施策目標

1 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進する

2 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制の整備を促進する

3 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る

4 いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る

5 サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図る

障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

事項名	内容	平成32年度末整備目標
地域居住の場の整備(グループホーム)	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進	2,000人増
日中活動の場の整備(通所施設等)	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場(通所施設等)の整備を促進	6,000人増
在宅サービスの充実(短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所(ショートステイ)を利用できるよう、整備を促進	180人増
障害児への支援の充実(児童発達支援センター)	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進	各区市町村に少なくとも1か所以上
障害児への支援の充実(主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所)	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進	各区市町村に少なくとも1か所以上

子供・子育て支援総合計画

- 子供・子育て支援法第62条に基づく都道府県子供・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子供の貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県子供の貧困対策計画とを合わせて一体的に策定
- 計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間（平成29年度に中間年の見直しを実施）

計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

目標と取組内容

1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備

2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施

3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を実施

4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に推進

5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

家庭生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備します。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を実施

〈保育サービスの整備目標と保育士の必要見込数〉

（各年4月1日現在の対前年比）

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年
保育サービス 利用児童数	(14,192)人	(16,003)人	18,000人	21,000人	21,000人
保育士	—		30,000人		

〈学童クラブ登録児童数〉

平成28年度末までの実績	平成31年度目標 (平成29年度末時点)
H29.5.1現在 100,869人	(H32.5) 19,000人増